

## 新潟市観光アクションプラン評価検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 新潟市の観光振興の基本指針となる「新潟市観光アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)」の運用に係り、観光に関する知識や経験を有する者等から幅広く意見を求めるため、新潟市観光アクションプラン評価検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について評価及び検討を行う。

- (1) アクションプランに関係する事業について
- (2) 現行のアクションプランの妥当性と見直しについて

### (委員構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる組織より指名のあった委員をもって構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、指名の日から令和9年3月31日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、新潟市観光・国際交流部長を充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、または、委員長が欠けたときには、予め委員長の指定する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の事務局は、新潟市観光・国際交流部観光政策課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、令和7年5月21日から施行する。

別表（第3条関係）

組 織 名 称
新潟市 観光・国際交流部
公益財団法人新潟観光コンベンション協会
新潟商工会議所
一般社団法人日本旅行業協会 関東支部 新潟県支部
新潟シティホテル連絡協議会
日本飲食団体連合会 新潟支部
東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社
新潟交通株式会社